

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第15号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例（昭和34年寒川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条の6中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第16条の6の12中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第20条第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第3項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第4項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第20条の4第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第7項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第8項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。